

社会福祉法人江別わかば福祉会 役員等の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、社会福祉法人江別わかば福祉会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関して必要な事項について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態等に応じて次の報酬又は会議日当を支給することとし、役員等の地位あることのみによっては、支給しない。

2 理事長及び常務理事並びに常勤の理事には、月額報酬として別表第1に定める額を上限とし、評議員会において個々の月額報酬金額を決定し支給することとし、他の理事は無報酬とする。

3 監事には、監査を執行した場合、又は理事会及び評議員会(以下「会議」という。)に出席した場合、会議日当として5,000円を支給する。

4 評議員及び理事には、会議に出席した場合、会議日当として5,000円を支給する。

5 第2項及び施設長である理事には、会議に出席した場合の会議日当は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務の目的をもって旅行する場合は、社会福祉法人江別わかば福祉会旅費規程により、旅費を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 会議日当は、当日に通貨をもって本人に支給する。ただし、月額報酬についての支給方法は、社会福祉法人江別わかば福祉会給与規定に準じるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この支給基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この支給基準の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この支給基準は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 社会福祉法人江別わかば福祉会役員報酬等に関する規程は廃止する。

別表第1(第2条関係)

役職名	月額報酬の上限額
理事長(非常勤)	60,000円
常務理事(常勤)	270,000円
理事(常勤) (施設長は除く)	260,000円